

## 佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、佐賀県暴力団排除条例(平成23年佐賀県条例第28号。以下「条例」という。)第7条第3号に規定する暴力団を利することとならないようにするために必要な措置を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、条例及び佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年佐賀県公安委員会規則第7号)で使用する用語の例による。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約 県が締結する次に掲げる契約をいう。

ア 工事の請負契約(建設関連(測量、設計等)の契約を含む。)

イ 製造の請負契約

ウ 物件の買入れ又は借入れの契約

エ 役務の提供又は業務の委託に係る契約

オ 不用品の売払い契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けの契約

キ 金銭の貸付契約

ク その他県が当事者となって行う契約

(2) 契約等 次に掲げる事務をいう。

ア 契約

イ 公の施設の指定管理者の指定

ウ 公の施設の利用に係る事務

エ 県営住宅への入居に係る事務

オ 許認可(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する建設業の許可その他の県が行う許可及び認可をいう。)

カ 県が行う登録

キ 県が行う補助金の交付

ク その他県が行う行政事務

(3) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。

(4) 排除措置 対象となる法人等を契約等の相手方としない措置をいう。

(5) 関係部長 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第2号に規定する部長をいう。

(6) 有資格者 一般競争入札等の参加資格又は申込資格を有する者及び契約等の相手方をいう。

(暴力団排除規定の整備)

第3条 関係部長は、所掌する行政事務について、別表第1に基づき、暴力団等の排除に係る規定を設けなければならない。

(有資格者への周知)

第4条 関係部長は、契約等を行おうとするときは、契約等から暴力団等を排除すること及び次条により暴力団等であるかどうかを警察本部に照会することを、あらかじめ公告する、入札説明書等に記載するなどの方法により有資格者に周知しなければならない。

(照会、回答及び通知)

第5条 関係部長は、有資格者が佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除合意書第2条第9号に規定する排除措置の対象となる法人等(以下「排除措置対象法人等」という。)に該当する疑いがあるときは、様式第1号により警察本部刑事部長に対し照会するものとする。

2 警察本部刑事部長は、前項の規定による照会があった場合は、当該事実について調査し、速やかに、その結果を様式第2号により関係部長に回答するものとする。

3 警察本部刑事部長は、第1項の規定による照会のほか、契約等の相手方が暴力団等であることが判明した場合は、様式第3号により関係部長に通知するものとする。

4 「建設工事等からの暴力団関係業者の排除に関する合意書」等、県と警察本部との間で別に合意書若しくは協定書を締結している場合又は法令及び国の通知等に暴力団等を排除する定めがある場合は、前3項の規定は適用せず、当該協定書若しくは合意書又は法令及び国の通知等の定めるところによるものとする。

(排除措置)

第6条 関係部長は、前条第1項の規定による照会に対する警察本部刑事部長からの回答又は同条第3項の規定による通知の結果、有資格者が別表第1に掲げる事務の区分に応じ、同表に定める排除措置対象法人等に該当する場合には、排除措置を行うものとする。ただし、排除措置対象法人等の所有する土地を取得する必要がある場合など、当該契約等の目的及び内容から契約等の相手方とする必要がある場合は、この限りでない。

2 関係部長は、前項の規定により排除措置を行ったときは、当該有資格者に排除措置を行った旨を様式第4号により直ちに通知するとともに、当該排除措置の結果を様式第5号により警察本部刑事部長及び各所属長に通知するものとする。

3 関係部長は、第1項の規定により排除措置を行ったときは、警察本部刑事部長と協議の上、必要があると認めるものについて、当該有資格者の氏名、商号又は名称

(法人である場合においては、その代表者の氏名を含む。)所在地及び理由を公表することができる。

(入札参加資格等の停止)

第7条 関係部長は、前条第1項の規定により排除措置を受けた有資格者について、当該措置を行った日から、4月以上12月以内の期間、契約等の相手方としない(以下「入札参加資格等停止」という。)ものとする。ただし、他の規程等に、入札参加資格等停止の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項の規定による入札参加資格等停止の処分を行った部長は、入札参加資格等停止の期間が満了する日において同一事実にあるか否かについて、様式第6号により警察本部刑事部長に対し照会し、確認するものとする。

3 警察本部刑事部長は、前項の規定による照会があった場合には、当該有資格者について調査及び確認を行い、その結果を様式第7号により関係部長に対し回答するものとする。

4 前項の規定による確認の結果、当該有資格者が、期間満了時において排除措置対象法人等に該当することが確認された場合は、排除措置対象法人等に該当しないことが確認できるまで、その期間を延長する。

5 前項の規定により、入札参加資格等停止期間の延長(以下「期間延長」という。)を行ったときは、当該有資格者に期間延長を行った旨を様式第8号により、直ちに通知するとともに、期間延長の結果を様式第9号により警察本部刑事部長及び各所属長に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県が行う行政事務から暴力団等を排除するために必要な事項は、別に定める。この場合において、必要があるときは、警察本部と協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。